

今後の精神保健福祉審議会の進め方について

宮城県精神保健福祉審議会の進め方について、従来、次第に「議事」「報告事項」などと表記し審議を行ってきたが、今後の取扱いを次のとおり整理する。

- 1 宮城県精神保健福祉審議会の議題とされる事項は、諮問であるか否かを問わず、報告事項も含め、すべて、県から、審議会委員の意見を求められたものである。
- 2 審議会への諮問は、県の判断で行われる。通常、法律等に根拠がある事項が諮問される。
- 3 諮問以外の事項については、議決を行い知事への意見具申する場合と、議決を行わず各委員の意見を議事録に記載する場合とに区分する。
- 4 諮問及び議決の有無に基づく議題の表記は、次のとおりとする。協議事項は、審議の中で議決（意見具申）の可否を審議会が判断する。

	議決あり	議決なし
諮問あり	審議事項 (答申)	—
諮問なし	協議事項 (意見具申)	協議事項 又は報告事項

- 5 答申及び意見具申における意見のとりまとめ方法は、内容に応じ、審議会が判断する。

例： 議事録記載、書面、部会設置・報告書 など